

消防法令の改正に伴い、一部消防用設備(※1)が、検定対象機械器具等から
自主表示対象機械器具等に変更されました。

※1 屋内消火栓などに使用される「消防用ホース」



消防用平ホース



消防用保形ホース

平成 25 年 3 月 27 日以前に建てられた防火対象物の「消防用ホース」で、検定対象機械器具等 (<検>マークのあるもの) については、以下の表に従い **令和 9 年 4 月 1 日** までに自主表示対象機械器具等 (<消>マークのあるもの) に交換が必要です。

器具名	特定用途防火対象物 (※2)	非特定用途防火対象物 (※3)
消防用ホース	要交換	不要 (※4)

※2 飲食店・物販店・ホテル・病院・福祉施設など、不特定多数の者が利用する建物

※3 特定用途防火対象物以外の、特定された者が利用する建物

※4 増改築の状況等によっては、交換の必要が生じる場合があります

検定対象機械器具等の<検>マークの印字



平ホース



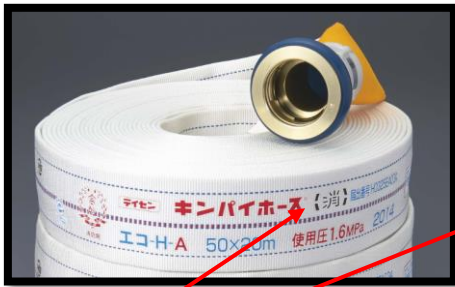
保形ホース



<検>マーク

<検>マークが印字されている (令和 9 年 4 月 1 日までに交換が必要です)。

自主表示対象機械器具等の<消>マークの印字



平ホース



保形ホース

<消>マークが印字されている（交換は不要です）。



<消>マーク

お問い合わせ先

岩国市愛宕町一丁目4番1号

岩国地区消防組合消防本部 予防課 建築設備係

TEL : 0827-31-0196

FAX : 0827-32-3119

E-MAIL : setsubi@iwakuni-fd.or.jp